

庄内町立小学校及び中学校の適正規模
及び適正配置に関する基本方針について
(案)

令和5年 月
庄内町教育委員会

目次

1	はじめに	・・・1
2	方針期間	・・・1
3	庄内町立小中学校の現状と今後の見通し	・・・1
	（1）児童生徒数の現状と今後の見通し	
	（2）学校施設の現状と今後の見通し	
4	学校規模による教育環境	・・・4
	（1）統合せずに現学校数を維持した場合	
	（2）統合し学校規模が大きくなった場合	
5	小中学校の適正規模・適正配置の基本方針	・・・6
	（1）小中学校の適正規模（1学年あたりの学級数）について	
	（2）小中学校の適正配置（通学時間）について	
	（3）小中学校の適正規模・適正配置を実現するための学校整備について	
6	適正規模・適正配置を進めるにあたっての留意事項	・・・7

【参考資料】

- ・アンケート調査結果資料

1 はじめに

庄内町教育委員会（以下「教育委員会」）は、教育振興基本計画で「よりよい生き方や志を求め、自立し、地域社会を支える人づくり」を基本目標に掲げ、子どもたちが健やかに育つ教育環境づくりに取り組んでいます。現在、急激な人口減少や少子高齢化の進展により、子どもたちの教育環境に大きな変化が生じてきました。児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化に対応しながら、児童・生徒がより良い教育環境で学ぶことができるよう将来を見据え整備していく必要があります。

これまで、令和2年度には、将来を見据えた持続可能な施設整備を図るため、児童生徒の保護者や就学前の保護者の意見を伺うことを目的に学校施設適正規模・適正配置検討委員会を開催し、小規模校と中規模校を比較し、メリットやデメリット等を検討した報告書を提出いただきました。その経過を踏まえ、令和3年12月には、保育園・幼稚園・小中学校の保護者、小中学校校長会の代表者、各学校運営協議会の代表者と学識経験者等から構成される「庄内町学校適正規模・適正配置審議会」を設置し、「庄内町立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置に関する方針の策定について」を諮問し、令和5年12月に、当該審議会から答申を受けました。

教育委員会は、審議の過程でのアンケート調査結果や地域意見交換会での意見などを含め、その答申に至った考え方を尊重し、現状と課題を見極め、子どもの最善の利益、安心安全に学べる環境の視点にたち、この度、この基本方針を策定しました。子どもたちの成長にとってより良い教育環境を築いていくための整備であることをご理解いただくとともにご協力くださるようお願いいたします。今後は実施計画を策定し、具体的に進めていきます。

2 方針期間

基本方針の期間は、今後20～30年後の時期を見据えたものですが、急激な人口減少や少子高齢化の進展、今後の学級編制基準や教育制度の変革、社会情勢の変化によって学校教育を取り巻く環境が大きく変化することも考えられることから、今後、児童生徒数の推移や国の制度変更などにより必要に応じ、その都度見直しを行います。

3 庄内町立小中学校の現状と今後の見通し

令和5年度の小学校1年生は133名です。令和4年度に生まれた子どもが入学する令和11年度の小学校1年生は84名と予測しています。6年間で50名程度新入学児童が少なくなる見込みです。

学校規模を見ると、小学校では、令和5年度の児童数合計が845名に対し、令和11年度は654名、6年間で191名減り、中学校では、令和5年度の生徒数が507名に対し、令和4年度に生まれた子供が入学する令和17年度は279名、12年間で228名が減ることが予測されています。

通常学級数については、現在、余目第一小学校の1年生、余目第三小学校の4年生及び余目中学校以外は、全ての学年で単学級（1クラス編成）となっていますが、将来的には、余目中学校以外は全て単学級になることが予想されることから、児童生徒の教育環境について、長期的な視点で検討する必要があります。

(1)児童生徒数の現状と今後の見通し

《庄内町立小中学校 児童生徒数推移(令和5年4月1日現在)》

年度	学年	余一小	余二小	余三小	余四小	立川小	計	余目中	立川中	計	小中計
2021年度 (令和3)	1年	32	33	29	24	23	141	151	36	187	
	2年	29	36	40	19	25	149	147	40	187	
	3年	43	33	28	17	25	146	149	32	181	
	4年	26	32	37	28	26	149				
	5年	41	33	31	15	19	139				
	6年	39	31	38	29	42	179				
	計	210	198	203	132	160	903	447	108	555	
2022年度 (令和4)	1年	26	32	31	24	15	128	138	40	178	
	2年	32	33	31	24	23	143	150	36	186	
	3年	30	36	39	18	25	148	146	40	186	
	4年	42	34	27	17	25	145				
	5年	27	32	35	28	26	148				
	6年	40	34	30	14	19	137				
	計	197	201	193	125	133	849	434	116	550	
2023年度 (令和5)	1年	36	31	19	18	29	133	123	18	141	
	2年	26	32	31	24	15	128	140	40	180	
	3年	32	33	31	24	23	143	151	35	186	
	4年	30	36	39	18	25	148				
	5年	42	34	27	17	25	145				
	6年	27	32	35	28	26	148				
	計	193	198	182	129	143	845	414	93	507	
2024年度 (令和6)	1年	37	25	37	19	25	143	122	27	149	
	2年	36	31	19	18	29	133	123	18	141	
	3年	26	32	31	24	15	128	140	40	180	
	4年	32	33	31	24	23	143				
	5年	30	36	39	18	25	148				
	6年	42	34	27	17	25	145				
	計	203	191	184	120	142	840	385	85	470	
2025年度 (令和7)	1年	31	31	25	17	16	120	120	25	145	
	2年	37	25	37	19	25	143	122	27	149	
	3年	36	31	19	18	29	133	123	18	141	
	4年	26	32	31	24	15	128				
	5年	32	33	31	24	23	143				
	6年	30	36	39	18	25	148				
	計	192	188	182	120	133	815	365	70	435	
2026年度 (令和8)	1年	30	27	24	16	15	112	123	25	148	
	2年	31	31	25	17	16	120	120	25	145	
	3年	37	25	37	19	25	143	122	27	149	
	4年	36	31	19	18	29	133				
	5年	26	32	31	24	15	128				
	6年	32	33	31	24	23	143				
	計	192	179	167	118	123	779	365	77	442	
2027年度 (令和9)	1年	24	23	15	19	15	96	120	23	143	
	2年	30	27	24	16	15	112	123	25	148	
	3年	31	31	25	17	16	120	120	25	145	
	4年	37	25	37	19	25	143				
	5年	36	31	19	18	29	133				
	6年	26	32	31	24	15	128				
	計	184	169	151	113	115	732	363	73	436	
2028年度 (令和10)	1年	28	27	16	12	16	99	113	15	128	
	2年	24	23	15	19	15	96	120	23	143	
	3年	30	27	24	16	15	112	123	25	148	
	4年	31	31	25	17	16	120				
	5年	37	25	37	19	25	143				
	6年	36	31	19	18	29	133				
	計	186	164	136	101	116	703	356	63	419	
2029年度 (令和11)	1年	18	23	15	15	13	84	104	29	133	
	2年	28	27	16	12	16	99	113	15	128	
	3年	24	23	15	19	15	96	120	23	143	
	4年	30	27	24	16	15	112				
	5年	31	31	25	17	16	120				
	6年	37	25	37	19	25	143				
	計	168	156	132	98	100	654	337	67	404	
2030年度 (令和12)	1年							118	25	143	
	2年							104	29	133	
	3年							113	15	128	
2031年度 (令和13)	1年							104	16	120	
	2年							118	25	143	
	3年							104	29	133	
2032年度 (令和14)	1年							97	15	112	
	2年							104	16	120	
	3年							118	25	143	
2033年度 (令和15)	1年							81	15	96	
	2年							97	15	112	
	3年							104	16	120	
2034年度 (令和16)	1年							83	16	99	
	2年							81	15	96	
	3年							97	15	112	
2035年度 (令和17)	1年							71	13	84	
	2年							83	16	99	
	3年							81	15	96	
計							235	44	279		

(2)学校施設の現状と今後の見通し

庄内町では出生数が上り調子だった 1960 年代から第二次ベビーブームが終了する 1970 年代にかけて建築した小学校の老朽化が大きな課題となっています。

文部科学省が 2013 年 3 月にまとめた「学校施設の老朽化対策について」によると、全国の公立小・中学校のうち、鉄筋コンクリート造の学校施設を建て替えるまでの平均年数は 42 年となっています。庄内町では 1960 年代に余目第一・余目第二・余目第三小学校の建築から始まり全ての小学校校舎が建築後全国平均を上回る年数を経過している状況です。また、令和 2 年度に行った学校施設の長寿命化計画策定のための老朽化実態調査において、余目第一小学校・余目第三小学校は全体改修に適さないと評価されたので近いうちの建て替えが必要となっています。

維持費用を削減しながら、将来にわたって子どもたちの学校における安全を確保するとともに、未来の教育活動に対応できるよう教育環境を充実させていくためには、老朽化の課題を解決しなければなりません。建て替えや全体改修する学校施設の優先順位を検討し、場合によっては統合等も考えながら、計画的に実行していく必要があります。

施設の建設年・経過年数について

施設名	校舎建設年		経過年数	屋内運動場建設年		経過年数
	昭和	平成		昭和	平成	
余目第一小学校	1963年	昭和38年	60年	1966年	昭和41年	57年
余目第二小学校	1964年	昭和39年	59年	1966年	昭和41年	57年
余目第三小学校	1964年	昭和39年	59年	1966年	昭和41年	57年
余目第四小学校	1976年	昭和51年	47年	2010年	平成22年	13年
立川小学校	1973年	昭和48年	50年	1974年	昭和49年	49年
余目中学校	1986年	昭和61年	37年	1986年	昭和61年	37年
立川中学校	1995年	平成7年	28年	1995年	平成7年	28年

※最も古い校舎の年を基準としている。

4 学校規模による教育環境

教育委員会では、学校適正規模・適正配置検討委員会の取りまとめ報告をもとに、現学校数を維持した場合や学校統合した場合の学校規模別におけるメリット、デメリットを、次のように整理しています。

(1) 統合せずに現学校数を維持した場合

※（中）は中学校を示す

観 点	メリット	デメリット
1 学習環境	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数で質の高い学習 ・意見や感想を発表できる機会が多くなる。 ・踏み込んだ意見交換ができる。 ・落ち着いた環境で学習できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れる機会が少ない。 ・行事や集団での学習活動が制約され教育効果が下がる。
2 2-1 生活環境 個への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・細かく一人一人に目が行き届く。 ・家庭や地域の状況がよくわかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係が固定化してしまう。 ・子どもの評価が固定化しがち
	2-2 生活環境 学年集団づくり 切磋琢磨	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人がリーダーや役割を務める機会が多くなる。
3 3-1 人間関係 安心できる	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係が構築されたなかで活動できる。 ・異年齢の学習活動を組みやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性あり ・特定の子の考えが強く影響
	3-2 人間関係 切り替えできる	<ul style="list-style-type: none"> ・深い友達関係が築ける。 ・互いに慣れ親しんだ中で生活できる。
4 通学	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩で通える子どもが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落によっては、子どもの数が少なく徒歩通学の班編成が組めない可能性がある。
5 費用	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩通学が維持され、大規模な統合に比べスクールバスの委託費用が軽減できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校数が多く、改築費用やランニングコストが割高になる。
6 地域との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との連携がしやすい。 ・地域の核としての存在意義 	<ul style="list-style-type: none"> ・学区の範囲が狭くなる。
7 教師の負担	<ul style="list-style-type: none"> ・1人1人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。 ・小回りが利いて多様な活動が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員数減により経験年数、専門性、男女比等バランスの取れた配置と指導の充実が困難 ・教職員1人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重い。 ・教員個人の力量に依存 ・教員の切磋琢磨、指導技術の伝達が困難。若手の校内研修の機会が限定 ・免許外指導教科が生まれる（中）。 ・部活動指導者確保が困難（中）
8 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の良さ、特色が守れる。 ・保護者が互いに分かり合った中で活動できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員のなり手が少ない。負担が大きい。

(2)統合し学校規模が大きくなった場合

	観 点	メリット	デメリット
1	学習環境	<ul style="list-style-type: none"> ・県の「さんさん」プランの適用により、多人数学級がなくなる。 ・多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れさせることができる。 ・行事や集団での学習活動がダイナミックとなり、達成感や教育効果が得られやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会活動や行事等で役割分担の少ない子供が現れる可能性がある。 ・一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある。
2	2-1 生活環境 一人一人にいきとどく	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの教職員がいることにより、さまざまな角度から子どもたちを見ることができ、きめ細かな指導が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校全体では一人一人の個性や行動を把握することが困難となる。
	2-2 生活環境 学年集団づくり 切磋琢磨	<ul style="list-style-type: none"> ・学級同士が切磋琢磨する環境をつくることができる。 ・部活動の選択肢が多い(中)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団生活において同学年の結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある。
3	3-1 人間関係 安心できる	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな人間関係を構築する力を身につけさせることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同学年の人数が多くなり、児童生徒の人間関係が希薄化する場合がある。
	3-2 人間関係 切り替えできる	<ul style="list-style-type: none"> ・友達が増える。 ・クラス替えを契機として意欲を新たにすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲の良い友達と別のクラスになり気持ちが不安定になる。
4	通学	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスが多くなり、徒歩通学の事故リスクが軽減される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・距離が遠くなる。 ・時間が長くなる。 ・通学で歩く機会が減るため、体力が低下する可能性がある。
5	費用	<ul style="list-style-type: none"> ・学校数が少なくなり、改築費用やランニングコストが抑えられる。 ・校数が抑えられれば、設備などを充実させられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスの委託費用が増える
6	地域との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・学区の範囲が広がる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との関わりが薄れる。 ・地域の拠点が少なくなる。
7	教師の負担	<ul style="list-style-type: none"> ・学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる。 ・学年団を組織することで、研修や協働がしやすい。人材育成が進む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある。
8	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA活動の負担が小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA活動が他人任せになる。

5 小中学校の適正規模・適正配置の基本方針

教育委員会では、町内の小中学校の児童生徒数の現状と今後の見通し、学校規模による教育環境の比較、更には学校適正規模・適正配置審議会の取りまとめに至った考え方を尊重し、子どもの最善の利益、安心安全に学べる教育環境の視点にたち、次のように基本方針を取りまとめました。

(1) 小中学校の適正規模（1学年あたりの学級）について

【小学校】複数学級を基本とする。ただし、場合によっては、単学級もあり得る。

【中学校】複数学級を基本とする。

(2) 小中学校の適正配置（通学時間）について

【小学校】通学時間は30分程度とする。

【中学校】通学時間は45分程度とする。

(3) 小中学校の適正規模・適正配置を実現するための学校整備について

【小学校】町内小学校は、10年後程度を目途に2校とするが、将来的に児童数の減少が進んだ場合は、町内1校とする。

【中学校】町内中学校は、1校とする。

〈基本方針決定にあたり〉

(1) 通学時間については、天候や道路状況により多少の時間延長は、許容範囲とする。

(2) 小学校統合の枠組みについては、学校として望まれる適正規模はあるものの、児童の発達段階から考えた学校までの距離や通学時間の適正化、また各地域社会を維持するうえでの観点などを踏まえ決定する。

(3) 中学校については、既存の余目中学校校舎を長寿命化改修し、統合することとする。

(4) 今後の学校統合にあたっては、児童生徒数の推移や国の制度変更などにより必要に応じ教育委員会が、その都度基本方針の見直しを行うこととする。

6 適正規模・適正配置を進めるにあたっての留意事項

(1) 魅力ある学校づくりについて

- ①学校は学力を定着させる場所であるとともに、多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、学校と保護者・地域社会が協力し合いながら教育活動を行う場でもあるので、今後もより魅力的な学校づくりを検討していく。
- ②特色ある学校づくりの視点にたち、魅力ある学校づくりを検討していく。

(2) 学校施設整備について

- ①学校施設整備にあたっては、ICT設備、多様な学びができる校舎設備、思いっきり運動ができる体育環境、ゆとりある広さの教室環境、更衣室整備など充実した設備を検討していく。
- ②統合する小学校の校舎は、将来的に1校となる可能性も考慮し、町内全域から負担なく通える場所に整備する配慮の視点にたった検討をしていく。

(3) 児童生徒への配慮について

- ①児童生徒等の学習環境や生活環境など大きく変化するため、子どもたちや保護者の負担感を十分受け止めながら、新たな学校生活に戸惑いが生じることのないよう十分配慮し進める。統合する際は、時間をかけて、事前に人的交流を深めるなど、できるだけスムーズに移行できるよう配慮していく。
- ②学校生活・学習における児童生徒へのきめ細やかな支援のため、本町独自で行っている人的支援体制の一層の充実を検討していく。
- ③中学校の部活動等においては、生徒や保護者の負担を軽減する配慮を検討していく。
- ④様々な事情で、学校に行きたくてもいけない児童生徒に対して、家においても授業を受けることができるリモート授業の充実を検討していく。

(4) 通学への配慮について

スクールバス運行にあたっては、

- ①統合を進めるにあたり通学距離が30kmを超える地域も出てくる。より工夫を重ね通学時間がより短縮できるような運行を検討していく。
- ②長時間乗車する場合には、発達段階を考慮し、トイレ休憩の対応などに配慮していく。
- ③通学時間が増える場合もあることから、一日の日程を工夫し、始業時間を若干遅らせることや下校時刻を早めるなど教育課程への配慮を学校に依頼していく。

(5) その他

学校整備を進めるにあたっては、若い世代、保護者となる世代の意見も意見集約するよう努める。